

第1回 上下水道事業審議会 議事録

第1回 上下水道事業審議会 議事録		
日	時	令和5年10月3日(火) 午後2時から午後3時25分まで
場	所	福崎町役場 2階大会議室
出席者	委員	瓦田会長、後藤副会長、前川委員、吉高委員、小林委員、沖田委員、小幡委員、松岡委員、田中委員、後藤委員、勝本委員 近藤委員
	事務局	尾崎町長 福永公営企業管理者、橋本課長、清水課長補佐、藤岡係長、植戸主査

開会

町長あいさつ

委嘱書交付

出席者紹介

会長・副会長選出

諮問

- 1 水道料金体系の改定について

協議

- 1 福崎町水道事業の概要について
- 2 その他

内容

事務局：資料に沿って説明

委員：用途別料金体系から口径別料金体系へ変更されようとしているが、その理由についてお伺いしたい。

事務局：普通の家で喫茶店などの営業を営まれている場合など、外観だけでは一般用なのか営業用なのか判断できない場合がある。用途区分が明確でなく公平性でない場合もあるため、口径別料金体系への移行を検討している。

委員：何に使うかではなく、口径別に移行となればいくら使うかによって料金を決めていきたいということか。

事務局：いくら使うかということと近いようなところがある。口径が小さくても大きくても、使う量によって料金変動することには変わりはない。口径の違いによって料金を決めていきたい。

委員：口径別というのは、入り口にあるメーターの大きさで決まるということか。

事務局：そのとおり。

委員：この料金体系の変更によって一番影響があるのはどこか。

事務局：一番影響があるのは官公署だと予測している。

会長：用途別で判断する場合、何をもって用途の区分を決めるのか、主観的な判断が加わってしまう恐れがある。例えば、自宅でオンラインビジネスをされている場合、客観的に判断することが難しくなる。そのような観点からより公平な料金体系をとということで、口径別料金体系へ移行されている自治体が増えている。大口径が営業用であるということは判断しやすいが、13mm や 20mm のような小口径の場合、家庭用なのか営業用なのか判断が困難な場合があり、そのあたりを課題とされているのではないかと考える。

委員：私のことで恐縮ですが、うちはもともと製造業を営んでいたので大きな口径のメーターをつけていた。そこがアパートにかわったが、そのままのメーターを使用している。アパートの個室は一般の家庭が使用されているが、契約者は私で法人のため営業用の料金を支払っている。今後、口径別料金体系になると、メーターの大きさによって料金が決まるということなので、公平なのではないかと感じた。

委員：資料4 ページの下段に改定後案が掲載されている。それぞれの口径について、現在使用されている割合や使用量（料）などはどうなっているのか。

事務局：口径別の割合や使用量（料）については、次回お示しします。

会長：次回審議会では、家庭用の使用者数と使用量（料）、営業用の使用者数と使用量（料）などのデータを示していただき、その資料に基づいて検討していきたい。

委員：現在は、税金を水道事業に回さなければいけない状況なのか。

事務局：基本的には税金を水道事業に投入せず、独立採算で営業している。

事務局：補足説明をする。税金が全く投入されていないわけではない。消火栓管理料や消火栓水使用料など国で認められた範囲で一般会計から繰入していただいている。ただし全体の収入から考えるとこの割合は小さいということをご理解いただきたい。

会長：少し複雑な制度だが、総務省が定めた基準に従って一般会計からお金を入ってもらって経営をしている部分がある。消火栓の設置に関する負担金や維持管理に関する費用であれば一般会計が負担するよう基準で決められている。これは消火栓は町民全員が恩恵を受けているものであり、水道使用者のみに負担していただくものではないという考え方からきている。この部分は税金つまり一般会計が負担するべきと決められているので、このような基準内繰入は問題

ない。いま委員の方がご心配されているのは基準外の繰入があるのかということだと考える。つまり福崎町が独自で水道事業に税金を投入しているのかということをご心配されている。そういったことはないのか。

委員：基準外で一般会計からの繰り入れがあるのではないかと。

事務局：少し細かい話ではあるが、町の施策として奥田口という地域に水道管を整備した際に発行した企業債の償還金の半分を一般会計から繰り入れてもらっている。繰入額は年間 100 万円程度で全体の割合としては低い。また、この繰入も令和 7 年度で終了する。

委員：現在、節水が啓発されている。今回の説明を伺い、節水をしたらいいのか、しないほうがいいのか分からなくなってきた。

事務局：水道事業としては、水を使っていた方がいいが、水道料金は逦増制といって使えば使うほど料金が高くなる側面がある。これは資源には限りがあるという観点から使用を抑制してきた。水道事業としては、水を使っていた方がいいが、あまりにも多く使用されると、水が不足するという状況に陥る。

委員：今回の審議会で、水を使えば使うほど料金単価が高くなっているということをはじめて知った。通常、多く使用すれば料金が安くなることが多いので。

会長：委員ご指摘のとおりである。普通の商品であれば、「たくさん使ってくれるのであれば割引を行います」という料金形態が多い。水道事業の場合、このように多く使うと料金が安くなる「逦減制」を採用しているところは非常に少ない。いくら使っても同じ従量単価を適用するという「均一性」を採用しているところはほとんどない。大多数の自治体が、福崎町が採用している、使えば使うほど使用単価が高くなる「逦増制」を採用している。これは節水を促す効果がある。高度経済成長期では、人口が増加し経済も成長するため、水需要が増えていった。水道事業としては新しい水源を見つけるのは困難であり、新しく水源地を作るには経費が必要になる。水需要を抑制するために逦増制を多くの自治体が採用している。

委員：資料 4 ページ、メーター使用料については、変更なしということか。

事務局：メーター使用料はすでに口径別料金設定としているため、変更なしと考えている。

委員：集合住宅の場合の水道料金について伺いたい。親メーターと各部屋の関係はどうなっているのか。

事務局：親メーターが設置されて、部屋ごとにメーターが設置されているような場合は、親メーターは基本料金のみ徴収し、各部屋は家庭用の料金体系で各部屋ごとに徴収している。

委員：今後の料金体系見直しについては基本的に生活に使う水について料金の変更はしないという考えで間違えないか。

事務局：口径 13mm から 25mm のメーターを使用のご家庭については、水道料金にできるだけ影響がないよう配慮し見直し案を検討している。次回の審議会で説明する。

その他

なし

次回開催は 11 月 7 日 15 時 00 分からとする。